建築物空気調和用ダクト清掃業登録基準

１　物的要件

次の機械器具等を所有していること（下図参照）。

機　械　器　具
(１)電気ドリル及びシャー又はニブラ
(２)内視鏡（写真を撮影することができるもの）
(３)電子天びん又は化学天びん（1mg以上の分解能を有するもの）
(４)コンプレッサー
(５)集じん機
(６)真空掃除機

（注）物的要件は、営業所ごとに常備されていること。また、原則として借り入れは認められません。

同一の機械器具で、２つ以上の登録の事業を受ける、または、２か所以上の営業所の登録を受けることはできません（共用できません）。

２　人的要件

（１）「空気調和用ダクト清掃作業監督者」がいること。

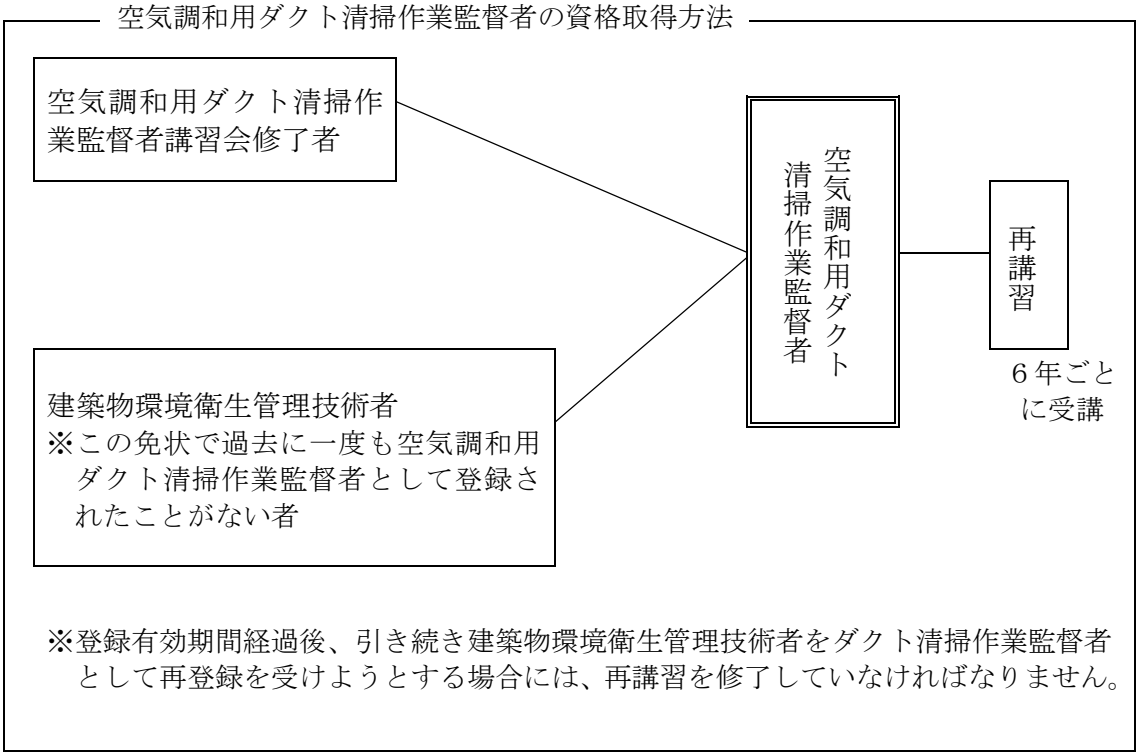

（注）「空気調和用ダクト清掃作業監督者」は、他の登録営業所の同監督者として登録はできません（兼任できません。）。また、他の登録業種（清掃業、空気環境測定業、飲料水水質検査業、飲料水貯水槽清掃業、排水管清掃業、ねずみ昆虫等防除業、環境衛生総合管理業）の有資格者としての登録もできません（兼任できません。）。さらに、特定建築物に選任される建築物環境衛生管理技術者（ビル管理技術者）との兼任も認められていません。

（２）空気調和用ダクト清掃作業従事者は研修を修了していること。

空気調和用ダクト清掃作業従事者の研修について

実施主体・・・・事業者、又は厚生労働大臣の登録を受けた者が実施主体となって定期的に行われるもの

研修内容・・・・空気調和用ダクトの清掃作業に用いる機械器具の使用方法並びに空気調和用ダクトの清掃作業の安全及び衛生に関するものであること。研修内容は最新の知見を踏まえるとともに、受講者の技能の程度に応じたもの

指導者の要件・・空気調和用ダクト清掃作業監督者、建築物環境衛生管理技術者、その他研修の科目について十分な知識、技能を有する者

研修の頻度・・・作業に従事する者全員が年間７時間以上受けられること。
（回数を分けて実施してもよい。）

（注）新規登録申請の場合には、過去１年間に従事者研修を実施していること、及び今後１年間の計画を立てることが必要です。

３　その他の要件

作業の方法、機械器具等の維持管理の方法が基準に適合していること。

作業方法や機械器具等の維持管理方法が厚生労働省告示第117号に示す項目にすべて合致している必要があります。告示の内容を十分に把握した上で標準的な作業実施方法等を作成し、申請時に提出していただきます。

関　係　機　関

事　項	実　施　機　関	所　在　地	電　話
監督者講習会 同　再講習会	公益財団法人 日本建築衛生管理教育センター	千代田区大手町1-6-1 大手町ビル7階743区	03(3214)4624
従事者研修	一般社団法人 日本空調システムクリーニング協会	台東区寿1−2−7	03(5828)6116

相　談　・　申　請　窓　口

受付時間　相談　平日　9時～17時
申請　平日　9時～16時

名　　称	所　在　地	電　話
東京都健康安全研究センター 広域監視部建築物監視指導課 建築物衛生担当	新宿区百人町3-24-1 東京都健康安全研究センター 本館２階	03(5937)1058 （ﾀﾞｲﾔﾙｲﾝ）